

税 理 士 法 人 和  
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
 東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40・6F  
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

May, 2015

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

## ふるさと納税がさらに身近になりました

昨年から注目されている【ふるさと納税】ですが、さらなる地方創生を目指し、平成27年度税制改正において、ふるさと納税の拡充が行われました。今回は、この改正内容をご紹介します。

### 1. ふるさと納税の概要

#### (1) ふるさと納税とは

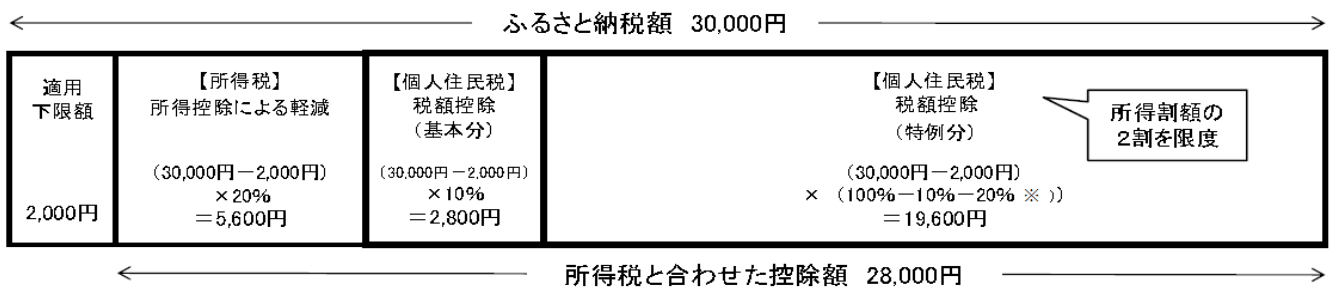
自治体に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。

なお、ふるさと納税(寄附)先は、自分の生まれ故郷に限らず、応援したい地方団体など、いずれの地方団体に対する寄附であっても、控除の対象となります。

例: 年収700万円・扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者である場合

→30,000円のふるさと納税をすると、28,000円(30,000円-2,000円)が控除されます

#### 【控除イメージ】



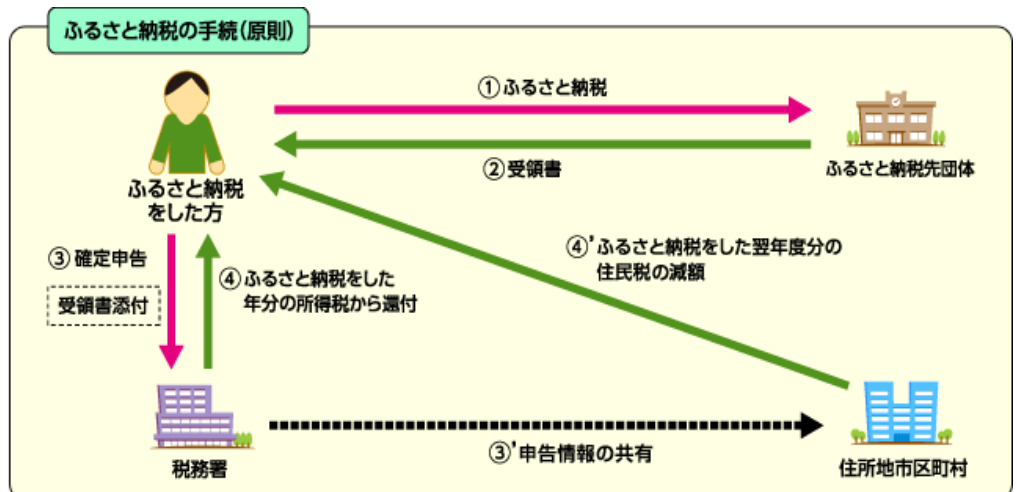
※ 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動します。

なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税(0.21%)を加算した率となります。

#### (2) 控除を受けるためには

原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要です。

ただし、平成27年度税制改正により、確定申告不要で控除が受けられる手続の特例が創設されました。



## 2. ふるさと納税の制度改正

### (1) ふるさと納税枠を約2倍に拡充 (平成27年1月1日以後寄附分より)

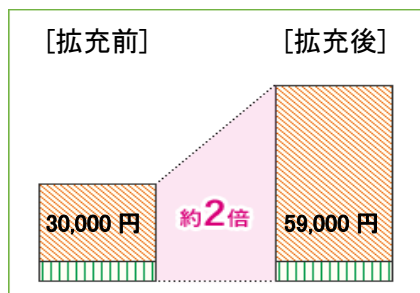
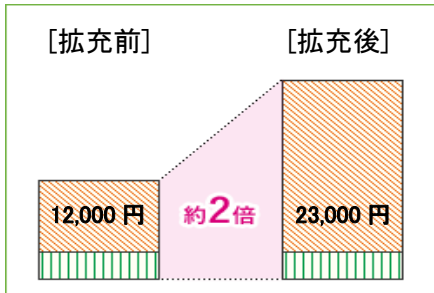
ふるさと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、約2倍に拡充されました。

#### ケース別の具体事例(イメージ)

#### ※扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の場合

年収300万円の方の場合の  
ふるさと納税枠

年収500万円の方の場合の  
ふるさと納税枠



…寄附金控除対象外(2,000円)  
…控除額

※実際のふるさと納税枠は収入や控除のあり方により、個人毎に異なります。

詳しくはお住いの市区町村にお問い合わせください。

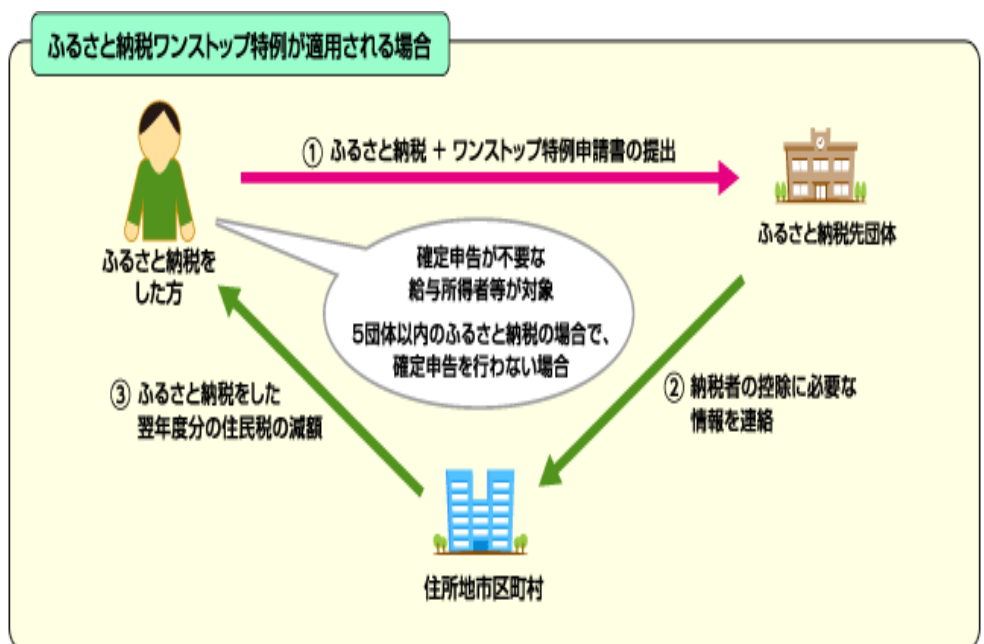
(出典:総務省)

### (2) 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設 (平成27年4月1日以後寄附分より)

①ふるさと納税先が5自治体以内の場合であって、確定申告を行わないこと

②ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に、特例の適用に関する申請書を提出すること

上記2点を満たす場合に限り、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。



(文章担当:本岡、緒方)

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください!

Q. おやつは3じ。いまなんじ?

先月のQ. 「さんかく」なのに「しかく」なものは?

先月の答え: 漢字の「口」(画数は3画であり、形は四角形)